

都監第102号
平成30年2月22日

都城市長様
都城市議会議長様
都城市教育委員会教育長様

都城市監査委員 新井 克美
都城市監査委員 上之園 誠
都城市監査委員職務執行者 德留 八郎

行政監査の結果報告について

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知してください。

目 次

ページ

第1 監査の概要	
1 監査の種類	1
2 監査のテーマ	1
3 監査の目的	1
4 監査の対象	1
5 監査の実施場所	2
6 監査の実施期間	2
7 監査の実施内容	2
8 監査項目の着眼点	2
第2 債権の概要	
1 自治体の債権	3
2 債権の種類	3
3 債権管理の基準	4
第3 私債権の概要	
1 監査対象私債権	5
2 私債権管理の実務	6
3 訴訟手続による履行の請求	6
4 債務名義の取得	7
第4 監査の結果	
1 債権管理の事務分掌	7
2 私債権管理調査結果について	9
(1) 市営住宅家賃	9
(2) 市営住宅退去者修繕費負担金	10
(3) 高齢者住宅整備資金貸付金	11
(4) 乳牛素牛導入資金貸付金	12
(5) 奨学資金貸付金（一般会計）	13
(6) 奨学資金貸付金（基金）	14
(7) 母子家庭及び寡婦生活つなぎ資金貸付金	14
(8) 一般被保険者第三者納付金	15
(9) 退職被保険者第三者納付金	16
(10) 区画整理保留地処分金	17
(11) 舗装補修工事違約金	18
(12) 水道料金	18
(13) 児童クラブ利用料金	20
3 債権管理の現状	20
第5 監査委員の意見	
1 監査項目の着眼点及び問題点等について	20
(1) 債権管理の事務処理体制	20
(2) 債権の管理状況	22
2 総括意見	28
別紙1 「私債権管理調査票」	31
別紙2 「私債権管理調査票集計表」	35

行政監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査のテーマ

私法上の債権管理について

3 監査の目的

平成27年度の決算審査意見書において、「非強制徴収債権については、……債権徴収停止、履行期限の延期、債務免除等について公平かつ明確で画一的な取扱基準を明らかにすべきである。」と監査委員の意見を述べたところ、都城市債権管理条例（平成28年条例第44号。以下「債権条例」という。）及び都城市債権管理条例施行規則（平成28年規則第54号。以下「債権規則」という。）が制定（平成29年4月1日施行）された。

そこで、債権条例及び債権規則に基づき、債権管理を行っているかを検証することを目的として、都城市監査基準（平成29年度都監委訓令第1号）に基づき、監査を行った。

4 監査の対象

平成28年度の決算における私債権（債権条例第2条第5号に掲げる債権）のうち【表1 監査の対象私債権一覧】に掲げる私債権（283,933,625円）を監査の対象とした。なお、私債権のうち市教職員住宅建物貸付金、山村定住に係る土地建物売買代金及び同延納利息については、滞納繰越分の収入未済額が発生していないため、また、住宅新築資金等貸付金については、国等の関係機関との調整が必要なため、監査の対象外とした。

【表1 監査の対象私債権一覧】

No	所管部	所管課	対象私債権の名称	収入未済額（円）
1	土木部	建築課	市営住宅家賃	24,819,162円
2	土木部	建築課	市営住宅退去者修繕費負担金	4,455,317円
3	健康部	介護保険課	高齢者住宅整備資金貸付金	946,346円
4	高崎総合支所	産業建設課	乳牛素牛導入資金貸付金	1,600,000円

No	所管部	所管課	対象私債権の名称	収入未済額（円）
5	教育委員会	学校教育課	奨学資金貸付金（一般会計）	2,220,500 円
6	教育委員会	学校教育課	奨学資金貸付金（基金）	1,593,000 円
7	福祉部	こども課	母子家庭及び寡婦生活つなぎ資金貸付金	130,000 円
8	健康部	保険年金課	一般被保険者第三者納付金	19,073,967 円
9	健康部	保険年金課	退職被保険者第三者納付金	5,410,058 円
10	土木部	都市計画課	区画整理保留地処分金	5,778,259 円
11	高城総合支所	産業建設課	舗装補修工事違約金	117,315 円
12	上下水道局	総務課	水道料金	217,535,111 円
13	福祉部	保育課	児童クラブ利用料金	254,590 円
合 計				283,933,625 円

5 監査の実施場所

- (1) 私債権を管理する所管課
- (2) 監査委員事務局

6 監査の実施期間

平成 29 年 6 月 1 日から平成 30 年 2 月 13 日まで

7 監査の実施内容

私債権を管理する所管課に対し、別紙 1 「私債権管理調査票」（以下「本件調査票」という。）により照会した上、関係書類を審査するとともに、必要に応じて関係職員に事情徴取するなどの方法により行った。

8 監査項目の着眼点

- (1) 債権管理の事務処理体制
 - ア 債権管理に関する事務処理は、職務権限又は事務分掌どおり行われているか。
 - イ 債権管理事務担当者の配置及び事務量は、適切か。
 - ウ 債権管理に当たって、担当者として自治法等の習得すべき必要事項はないか。
 - エ 関係課との調整・連携が適切に行われているか。
 - オ 民間等に委託することにより、事務の能率化・効率化が見込めるものはないか。
- (2) 債権の管理状況

- ア 債権管理簿を作成しているか。
- イ 滞納者に対して督促を行っているか。
- ウ 遅延損害金を適正に請求しているか。
- エ 連帯保証人を求めているか。
- オ 滞納者の財産調査を行っているか。
- カ 時効中断の措置をとっているか。
- キ 訴訟手続の措置を講じているか。

第2 債権の概要

1 自治体の債権

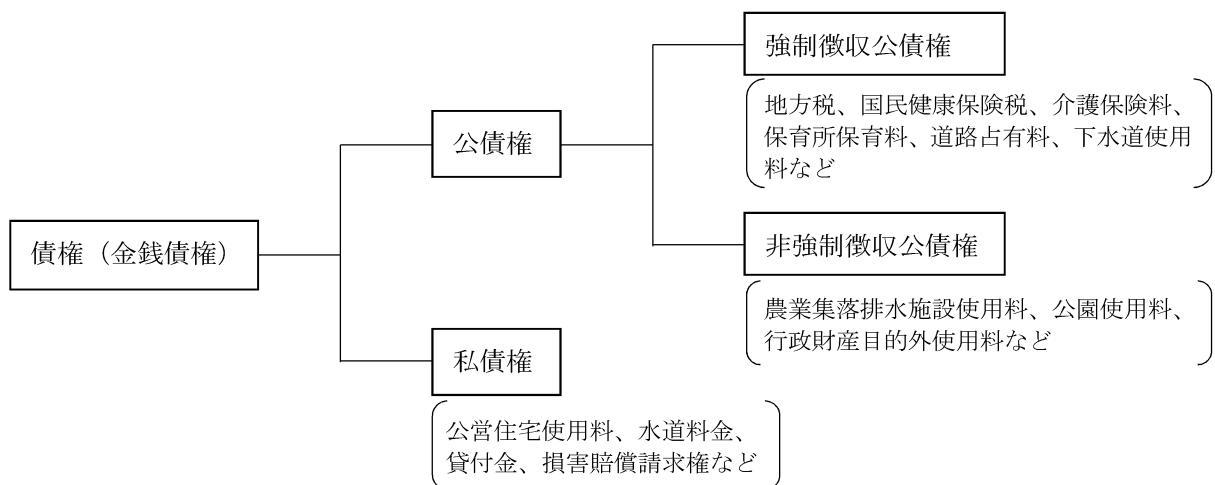
自治体の債権について、自治法第237条第1項は、「この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」と、また、同法第240条第1項は、「この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。」と規定している。

2 債権の種類

自治体の債権は、公法上の原因（行政処分）に基づいて発生する債権と、私法上の原因（契約等）に基づいて発生する債権に分類される。前者を「公債権」、後者を「私債権」という。そして、公債権は、租税債権及び地方税の滞納処分の例により強制徴収をすることができる「強制徴収公債権」と、この例によることができない「非強制徴収公債権」に分類される。

なお、債権の種類は、【図1 債権の種類】（都城市債権管理マニュアル（平成29年4月1日都城市。以下「債権マニュアル」という。）第1章「基礎知識編」の1「債権管理の対象となる『債権』及びその分類」参照）のとおりである。また、公債権と私債権について、その性質により区分すると、【表2 公債権と私債権の性質による区分】のとおりである。

【図1 債権の種類】



【表2 公債権と私債権の性質による区分】

区分		性 質	差押え等の手続につき裁判手続の要否	時効援用の要否	督促手数料・延滞金の徴収の可否	遅延損害金の徴収の可否
公債権	強制徴収公債権		×	×	○	×
	非強制徴収公債権		○	×	○	×
私債権			○	○	× (※)	○

※ 私債権については、債権条例に規定する督促手数料（第6条第2項）及び延滞金（第7条第1項）は徴収することができない（「Q&A自治体の私債権管理・回収マニュアル」137ページ参照）。

3 債権管理の基準

自治体の債権を管理する上で最も重要な基準となるものは、①滞納処分の可否（自治法第231条の3第3項）、②延滞金徴収の可否（同条第2項）、③時効による自動消滅の可否（同法236条第1項及び第2項）である。

自治体の債権を「債権の種類」（【図1】）について上記3区分に基づいて区分すると、【表3 債権管理の基準による区分】のとおりである。

【表3 債権管理の基準による区分】

区分	可能な債権	不可能な債権
①滞納処分の可否（自治法第231条の3第3項）	【強制徴収公債権】 地方税、国民健康保険税、介護保険料、保育所保育料、道路占用料、下水道使用料など	【私債権】 公営住宅使用料、水道料金、貸付金、損害賠償請求権など
②延滞金徴収の可否（同条第2項）	【強制徴収公債権】 地方税、国民健康保険税、介護保険料、保育所保育料、道路占用料、下水道使用料など	【私債権】 公営住宅使用料、水道料金、貸付金、損害賠償請求権など
③時効による自動消滅の可否（同法236条第1項及び第2項）	【強制徴収公債権】 地方税、国民健康保険税、介護保険料、保育所保育料、道路占用料、下水道使用料など	【私債権】 公営住宅使用料（5年※）、水道料金（2年※）、貸付金、損害賠償請求権（10年※）など

※ 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号。いわゆる「債権法改正」）が平成29年6月2日に公布され、同32年4月1日に施行される。この債権法改正において、職業別の短期消滅時効を全

て廃止するとともに、商事時効（5年）も廃止した。また、権利を行使することができる時から10年という時効期間を維持しつつ、権利を行使することができることを知った時から5年という時効期間が追加された。

第3 私債権の概要

1 監査対象私債権

監査対象とした私債権について、所管課、対象私債権の名称及び根拠法令等並びに時効の期間及び根拠法を掲げると、【表4 監査対象私債権の内容】のとおりである。

【表4 監査対象私債権の内容】

No	所管課	対象私債権		時効	
		名称	根拠法令等	期間 (※)	根拠法
1	建築課	市営住宅家賃	公営住宅法（昭和26年法律第193号）第1条 都城市営住宅条例（平成18年条例第245号） 第15条	5年	民法（明治29年法律第89号）第169条
2	建築課	市営住宅退去者修繕費負担金	都城市営住宅条例第22条	10年	民法第167条第1項
3	介護保険課	高齢者住宅整備資金貸付金	都城市高齢者住宅整備資金貸付規則（平成18年規則第113号）	10年	民法第167条第1項
4	高崎総合支所 産業建設課	乳牛素牛導入資金貸付金	都城市乳牛素牛導入資金貸付事業実施要綱（平成17年度告示第344号）	10年	民法第167条第1項
5	学校教育課	奨学資金貸付金（一般会計）	都城市奨学金条例（平成18年条例第304号）第1条	10年	民法第167条第1項
6	学校教育課	奨学資金貸付金（基金）	都城市奨学金条例第1条	10年	民法第167条第1項
7	こども課	母子家庭及び寡婦生活つなぎ資金貸付金	都城市母子家庭及び寡婦生活つなぎ資金貸付要綱（平成21年度告示第273号）	10年	民法第167条第1項
8	保険年金課	一般被保険者第三者納付金	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第64条	3年	民法第724条
9	保険年金課	退職被保険者第三者納付金	国民健康保険法第64条	3年	民法第724条
10	都市計画課	区画整理保留地処分金	土地区画整理法（昭和29年法律第119号） 第96条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。 以下「自治令」という。）第169条の7	10年	民法第167条第1項

No	所管課	対象私債権		時効	
		名称	根拠法令等	期間(※)	根拠法
11	高城総合支所 産業建設課	舗装補修工事違約金	都城市財務規則（平成18年規則第65号）第118条	10年	民法第167条第1項
12	上下水道局総務課	水道料金	都城市水道事業給水条例（平成18年条例第292号）第21条	2年	民法第173条第1項
13	保育課	児童クラブ利用料金	都城市放課後児童健全育成事業実施規則（平成18年規則第337号）第17条	2年	民法第173条第3項

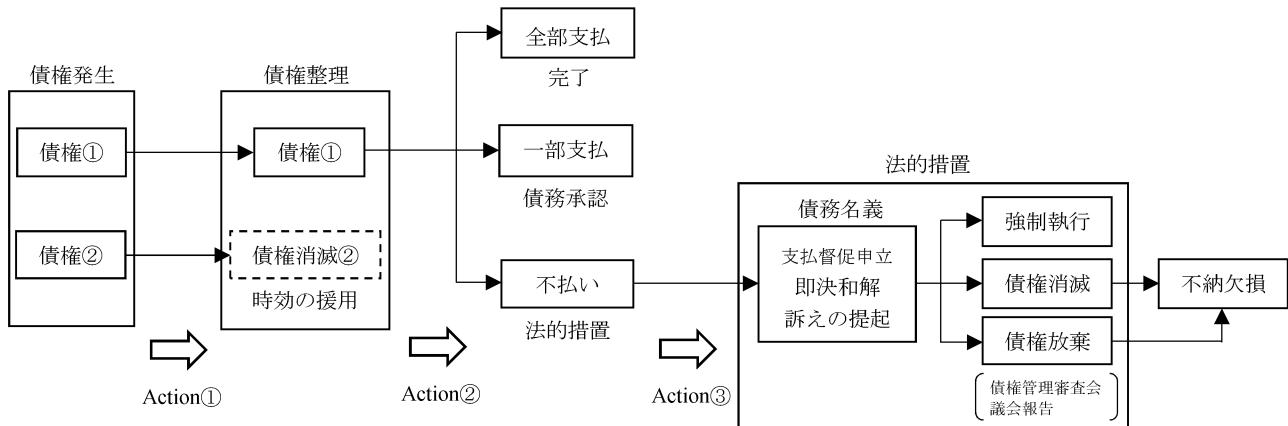
※ 表3の※印参照

2 私債権管理の実務

私債権の債権管理について、債権発生から不納欠損までの事務処理の工程を示すと、

【図2 私債権管理フローチャート】のとおりである。

【図2 私債権管理フローチャート】



3 訴訟手続による履行の請求

債権管理の基準による区分（【表3】参照）から明らかなように、私債権については、強制徴収公債権のように自力（裁判所の関与なし）で滞納処分を行うことはできない。すなわち、私債権については、自力執行権がないため、市が債権者として裁判所に訴訟手続（非訟事件を含む。以下、同じ。）を行って債務名義を取得した後、裁判所に対して強制執行の申立てをすることにより、債権の満足を受けることになる。そのため、訴訟手続により債務名義を取得することが重要となる。

このため、自治法第240条第2項は、「……債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。」と規定し、これを受け、自治令第171条の2は、市長は、私債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないとときは、次の各号に

掲げる措置をとらなければならない旨を規定している。

- ① 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること（第1号）。
- ② 債務名義のある債権については、強制執行の手続をとること（第2号）。
- ③ 前2号に該当しない債権については、訴訟手続により履行を請求すること（第3号）。

自治令第171条の2に規定する「督促をした後相当の期間」とは、債権の内容、時効期間の長短、債務者の資力又は業務の状況、弁済の誠意その他債務者の動向等を勘案して、個別事案に即して検討する必要があるが、一般的には、市長がそれぞれの債権について、これらの事情及び履行強制措置による効果を比較衡量し、今後、督促を続けても実効は期しがたく、強制履行の請求等の措置をとらざるを得ないと判断するまでの期間と解される。

また、訴訟手続による履行の請求としては、①訴訟の提起（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第133条）、②支払督促の申立て（同法第383条）及び③訴え提起前の和解（いわゆる即決和解）の申立て（同法第275条）がある。そして、非訟事件手続による履行の請求としては、①民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停の申立て、②民事再生法（平成11年法律第225号）による民事再生手続開始の申立て、③会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立て、④破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て等がある。

4 債務名義の取得

債務名義とは、強制執行が予定されている債権の存在、範囲、債権者及び債務者を公に証明し、法律により執行力を認められた文書をいう。民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条に列挙された債務名義のうち、私債権に関係する主なものは、次のとおりである。なお、訴え提起前の和解（即決和解）は、判決と同一の効力を有する（民事訴訟法第267条、第275条）。

- ① 確定判決（第1号）
- ② 仮執行宣言付判決（第2号）
- ③ 仮執行宣言付支払督促（第4号）
- ④ 確定判決と同一の効力を有するもの（第7号）

第4 監査の結果

1 債権管理の事務分掌

私債権の管理事務について、都城市行政組織規則（平成18年規則第10号）等において事務分掌が規定されているか、また、事務分担表上明確になっているかを調査した結果は、【表5 分掌事務及び事務分担表】のとおりである。

債権管理の事務について、市営住宅家賃、市営住宅退去修繕費負担金及び水道料金

に関する債権については、事務分掌又は事務分担が明らかにされている。しかしながら、これら以外の債権については、事務分掌又は事務分担が明らかでない。

なお、都城市行政組織規則別表第3では、「市の債権に係る強制執行等の措置（保証人に対して履行を求める措置を除く。）に関すること」は、納税管理課の事務となっている。この「強制執行等の措置」は、訴訟手続を経て債務名義を取得した後の強制執行の申立手続のみなのか、訴訟手続を含むのか明らかでない。

【表5 分掌事務及び事務分担表】

No	対象私債権	分掌事務（※1）
		事務分担（※2）
1	市営住宅家賃	市営住宅の敷金及び家賃に関すること。 市営住宅家賃の滞納整理に関すること。 市営住宅家賃の督促、催告等に関すること。
2	市営住宅退去者修繕費負担金	市営住宅の入居及び明渡しに関すること。 市営住宅退去修繕費の滞納整理に関すること。
3	高齢者住宅整備資金貸付金	高齢者住宅改造助成事業に関すること。 高齢者住宅資金貸付金に関すること。
4	乳牛素牛導入資金貸付金	畜産の振興に関すること。 乳牛の生産振興及び推進に関すること。
5	奨学資金貸付金（一般会計）	奨学資金に関すること。 都城市奨学金の償還に関すること。
6	奨学資金貸付金（基金）	奨学資金に関すること。 都城市奨学金基金の償還に関すること。
7	母子家庭及び寡婦生活つなぎ資金貸付金	その他母子保健に関すること。 母子・父子家庭及び寡婦生活つなぎ資金に関すること。
8	一般被保険者第三者納付金	国民健康保険法第64条の規定による損害賠償請求に関すること。 国保法第64条・老健法第41条による第三者行為求償事務に関すること。
9	退職被保険者第三者納付金	国民健康保険法第64条の規定による損害賠償請求に関すること。 国保法第64条・老健法第41条による第三者行為求償事務に関すること。
10	区画整理保留地処分金	土地区画整理事業の換地、保留地及び清算に関すること。 土地区画整理事業の保留地売払金の徴収に関すること。
11	舗装補修工事違約金	道路、公園及び排水路の整備に関すること。
12	水道料金	水道料金等の督促、滞納及び不納欠損に関すること。 水道料金等納付書の発送に関すること。 水道料金の滞納整理に関すること。 督促状の発送に関すること。 滞納者への法的措置に関すること。
13	児童クラブ利用料金	地域子育て支援事業の指導及び推進に関すること。 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）に関すること。

※1 分掌事務は、都城市行政組織規則、都城市教育委員会の組織及び事務分掌等に関する規則（平成18年都教委規則第10号）及び都城市上下水道局組織規程（平成29年度都城市上下水道事業管理規程第2号）の別表を抜粋したものである。

※2 事務分担は、事務分担表（平成29年4月1日現在）を抜粋したものである。

2 私債権管理調査結果について

平成29年11月6日付けて、対象私債権の所管課に対して、本件調査票により照会した結果、①平成24年度から平成28年度までの決算状況、②所管課の意見及び③債権管理上の問題点等は、以下のとおりである（「所管課の意見」は、所管課からの回答文書の内容を転写した。）。

（1）市営住宅家賃

「市営住宅家賃」は、公営住宅法第1条及び都城市営住宅条例第15条の規定に基づく市営住宅の家賃である。

ア 決算状況

平成24年度から平成28年度までの決算状況は、次表のとおりである。

平成28年度末の収入未済額の合計は24,819,162円、収入率は95.3パーセントであった。

（単位：円、%）

区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現 年 度 分	24	533,366,500	530,890,831	0	2,475,669	99.5
	25	529,950,500	528,556,416	0	1,394,084	99.7
	26	520,046,200	518,326,683	0	1,719,517	99.7
	27	505,651,800	501,940,488	0	3,711,312	99.3
	28	502,951,000	498,846,728	0	4,104,272	99.2
滞 納 繰 越 分	24	28,892,430	5,280,135	919,800	22,692,495	18.3
	25	25,168,164	3,709,176	0	21,458,988	14.7
	26	22,853,072	3,140,372	0	19,712,700	13.7
	27	21,432,217	2,054,930	0	19,377,287	9.6
	28	23,088,599	2,373,709	0	20,714,890	10.3
計	24	562,258,930	536,170,966	919,800	25,168,164	95.4
	25	555,118,664	532,265,592	0	22,853,072	95.9
	26	542,899,272	521,467,055	0	21,432,217	96.1
	27	527,084,017	503,995,418	0	23,088,599	95.6
	28	526,039,599	501,220,437	0	24,819,162	95.3

イ 所管課の意見

高額・長期滞納者、増加する低所得者への対処に苦慮している。

明渡請求について、①公営住宅は福祉的施策の面があること、②裁判所への予納金が高額（予算未計上）であり、また、当該予納金相当額を対象者に請求しなければならないため、未納になる確度が高いこと等、主にこれらの理由により、実施に踏み切れないでいる。

ウ 債権管理上の問題点等

（ア）滞納繰越分（滞納家賃）のある入居者が家賃を納付した場合、当該家賃は、時効中断の観点から見れば、滞納繰越分に充当するのが相当である（民法第489

条)。

債権規則第 16 条は、市長は、私債権の充当について、民法第 491 条第 1 項（一部弁済の場合は、費用、利息及び元本の順に充当）の規定によらないものとすることができますの旨を規定しているが、どういう順位で充当するかを明らかにしていない。元本を先に充当するのであれば、その旨を明確にすべきである。

- (イ) 督促状、催告書等の発送の取扱方法については、郵送ではなく、滞納家賃等徴収業務を行う非常勤嘱託職員が入居住宅に赴いて催告書等を手交又は投函している。この方法では、督促や催告の事実を証明することが困難である。時効中断の行為又は催告等の事実を証明するために、公債権と同様の取扱いをすべきである。
- (ウ) 都城市営住宅条例第 42 条第 1 項第 2 号は、「家賃を 3 月以上滞納したとき」は住宅の明渡請求をすることができる旨を規定しているところ、担当者からは、明渡請求を諸事情から実施していないとの説明であった。しかしながら、滞納者の中には、200 万円を超える家賃滞納がある者もいる。滞納を繰り返す悪質な入居者に対しては、「市営住宅賃貸契約の解除通知及び明渡請求」（都城市営住宅家賃等滞納整理事務処理要領（平成 21 年度訓令第 25 号）第 9 条）を送付して、契約を解除するとともに、住宅の明渡しを求める検討すべきである。

（2）市営住宅退去者修繕費負担金

「市営住宅退去者修繕費負担金」は、都城市営住宅条例第 22 条の規定に基づく市営住宅退去者の修繕に要する費用の全部又は一部を負担させるものである。

ア 決算状況

平成 24 年度から平成 28 年度までの決算状況は、次表のとおりである。

平成 28 年度末の収入未済額の合計は 4,455,317 円、収入率は 77.7 パーセントであった。

（単位：円、%）

区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現 年 度 分	24	16,859,581	16,384,084	0	475,497	97.2
	25	18,784,922	18,541,862	0	243,060	98.7
	26	16,186,641	16,019,629	0	167,012	99.0
	27	14,390,614	14,181,486	0	209,128	98.5
	28	15,817,997	15,306,833	0	511,164	96.8
滞 納 繰 越 分	24	5,247,856	669,282	35,430	4,543,144	12.8
	25	5,018,641	845,732	0	4,172,909	16.9
	26	4,415,969	419,942	0	3,996,027	9.5
	27	4,163,039	223,242	0	3,939,797	5.4
	28	4,148,925	204,772	0	3,944,153	4.9
計	24	22,107,437	17,053,366	35,430	5,018,641	77.1
	25	23,803,563	19,387,594	0	4,415,969	81.4
	26	20,602,610	16,439,571	0	4,163,039	79.8
	27	18,553,653	14,404,728	0	4,148,925	77.6
	28	19,966,922	15,511,605	0	4,455,317	77.7

イ 所管課の意見

住宅退去修繕料は、住宅退去時に発生するため、退去後の所在不明などにより長期放置状態となり未納のままとなっているものが多数ある。退去時、連絡先等しっかりと聞き取りが必要である。また、退去後死亡された方への修繕料請求について、今まで登録されていた相続人及び保証人へのみ請求していたが戸籍等の調査を行った上で相続人への請求を行っていく必要がある。

ウ 債権管理上の問題点等

- (ア) 退去時に退去者の立会いを求め、「修繕料精算内容」と題する書面（負担金の内訳が分かる書面）に基づいて、退去者修繕負担箇所及びその費用を確認し、原則として敷金を超える部分について、その場で、当該費用を徴収している。しかし、その場で徴収することができない場合は、後日納入通知書を発送しているが、滞納になる事例が多い。
- (イ) 退去時に退去者に手交している「修繕料精算内容」と題する書面は、支払請求書なのか、退去者修繕負担金の合意書なのか、そして、「修繕料精算内容」に記載されている金額が、概算額か確定額かを明確にする必要がある。

(3) 高齢者住宅整備資金貸付金

「高齢者住宅整備資金貸付金」は、高齢者（60歳以上）と同居する者に対し、高齢者の専用居室等を増改築又は改造するために必要な資金を貸し付けることにより、高齢者の福祉の増進を図ることを目的としたものである。この貸付事業は、平成6年度から住宅改造助成制度へ移行したため、現在は廃止されている。

ア 決算状況

平成24年度から平成28年度までの決算状況は、次表のとおりである。

平成28年度末の収入未済額の合計は946,346円、収入率は0.3パーセントであった。

(単位：円、%)

区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現 年 度 分	24	0	0	0	0	0.0
	25	0	0	0	0	0.0
	26	0	0	0	0	0.0
	27	0	0	0	0	0.0
	28	0	0	0	0	0.0
滞 納 繰 越 分	24	955,346	3,000	0	952,346	0.3
	25	952,346	0	0	952,346	0.0
	26	952,346	0	0	952,346	0.0
	27	952,346	3,000	0	949,346	0.3
	28	949,346	3,000	0	946,346	0.3
計	24	955,346	3,000	0	952,346	0.3
	25	952,346	0	0	952,346	0.0
	26	952,346	0	0	952,346	0.0
	27	952,346	3,000	0	949,346	0.3
	28	949,346	3,000	0	946,346	0.3

イ 所管課の意見

なし

ウ 債権管理上の問題点等

(ア) 本貸付事業に伴う滞納者は1人であり、滞納額は946,346円である。

これまでには、毎月250円（年間3千円）を返済していた。しかし、この返済額では完済まで315年を要するため、滞納者と交渉した結果、本年4月からは月3,000円（年間3万6千円）を返済することを合意した。

(イ) 上記債権に関する原因証は、契約書の写しのみが保管され、原本が不明である。そのため、連帯保証人（相続人を含む。）に対し、請求することが困難となっている。本件においては、債務承認契約を締結するなどして、債権債務関係を明確にする必要がある。

（4）乳牛素牛導入資金貸付金

「乳牛素牛導入資金貸付金」は、乳牛素牛の確保及び酪農経営の安定向上を図るため、都城市乳牛素牛導入資金貸付事業実施要綱に基づく乳牛素牛導入資金の貸付けを行うものである。

ア 決算状況

平成24年度から平成28年度までの決算状況は、次表のとおりである。

平成28年度末の収入未済額の合計は1,600,000円、収入率は28.6パーセントであった。

（単位：円、%）

区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現 年 度 分	24	0	0	0	0	0.0
	25	0	0	0	0	0.0
	26	0	0	0	0	0.0
	27	0	0	0	0	0.0
	28	0	0	0	0	0.0
滞 納 繰 越 分	24	3,455,000	0	0	3,455,000	0.0
	25	3,455,000	0	0	3,455,000	0.0
	26	3,455,000	175,000	605,000	2,675,000	5.1
	27	2,675,000	435,000	0	2,240,000	16.3
	28	2,240,000	640,000	0	1,600,000	28.6
計	24	3,455,000	0	0	3,455,000	0.0
	25	3,455,000	0	0	3,455,000	0.0
	26	3,455,000	175,000	605,000	2,675,000	5.1
	27	2,675,000	435,000	0	2,240,000	16.3
	28	2,240,000	640,000	0	1,600,000	28.6

イ 所管課の意見

納税管理課が新設され、市の関係する債権を一括集約すると認識してましたが、現在も各課において債権を担当している状況です。

債権に対する専門知識がない課で業務を遂行しているため、私債権などは専門知識のある部課に集約することが望ましいと考えております。

また、市税などの担当課は独自で年金等を差押えておりますが、担当課には情報がおりてこない状況であり、市として情報を共有し一課への債権業務集約が効率的と思われます。

畜産担当は、町内の畜産振興を目的としているため、債権の回収業務は業務内

容として、沿ぐわないので無いでしょうか。

ウ 債権管理上の問題点等

平成 28 年度の滞納繰越分の件数は 3 件で、滞納額の総額は 1,600,000 円であった。この内訳は、①完済された債権（10 万円）、②相続人に交渉中の債権（92 万円）、③分割納付誓約により弁済中の債権（58 万円）であった。なお、平成 26 年度の不納欠損額 605,000 円（平成 10 年度及び平成 11 年度の貸付金）は、自己破産した者に対する債権である。

（5）奨学資金貸付金（一般会計）

「奨学資金貸付金（一般会計）」は、都城市奨学金条例第 1 条の規定に基づき、経済的理由により修学が困難な者に奨学金を大学生等へ貸付けを行うものである。

ア 決算状況

平成 24 年度から平成 28 年度までの決算状況は、次表のとおりである。

平成 28 年度末の収入未済額の合計は 2,220,500 円、収入率は 86.9 パーセントであった。

（単位：円、%）

区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現 年 度 分	24	16,313,100	15,234,600	0	1,078,500	93.4
	25	14,290,600	13,652,100	0	638,500	95.5
	26	14,322,800	13,819,300	0	503,500	96.5
	27	15,898,000	15,134,500	0	763,500	95.2
	28	14,965,500	14,454,000	0	511,500	96.6
滞 納 繰 越 分	24	3,468,000	1,533,500	0	1,934,500	44.2
	25	3,018,000	1,125,000	0	1,893,000	37.3
	26	2,531,500	922,000	0	1,609,500	36.4
	27	2,108,000	855,000	0	1,253,000	40.6
	28	2,016,500	307,500	0	1,709,000	15.2
計	24	19,781,100	16,768,100	0	3,013,000	84.8
	25	17,308,600	14,777,100	0	2,531,500	85.4
	26	16,854,300	14,741,300	0	2,113,000	87.5
	27	18,006,000	15,989,500	0	2,016,500	88.8
	28	16,982,000	14,761,500	0	2,220,500	86.9

イ 所管課の意見

今年度から債権管理条例が施行され納税管理課主導のもと適正な債権管理が求められる中、本課も今年度から督促等の文書発送頻度の見直しや財産調査の実施、連帯保証人への債務履行請求を実施している。今後は、強制執行等の法的措置も含め債権回収に取り組んでいきたい。一方で問題点もあり、人員不足や債権管理用のシステムがないことが挙げられる。少ない人員の中で債権回収率を向上させるためには効率的な債権管理が求められ、特に滞納者の状況については、督促等の文書発送があるためタイムリーで逐一滞納状況を確認できるシステムがあれば効率的であるが、現在は財務会計システムで全情報を出力してから対象者を抽出するため時間を要している。

ウ 債権管理上の問題点等

都城市奨学金条例施行規則（平成 18 年都教委規則第 48 条）第 9 条第 1 項の規

定に基づく「都城市奨学金償還猶予願」により償還期限を猶予したところ、猶予後の返済期限までに返済がない事例について、猶予期限後 11 か月経過後に催告を行っていた。

債権条例の施行前における債権管理については、法令等に基づく適正な管理を行っていなかったが、同条例施行後は、連帯保証人への請求など同条例に基づく債権管理を実施している。

(6) 奨学資金貸付金（基金）

「奨学資金貸付金（基金）」は、都城市奨学金条例第1条の規定に基づき、経済的理由により修学が困難な者に奨学金を高校生等へ貸付けを行うものである。

ア 決算状況

平成24年度から平成28年度までの決算状況は、次表のとおりである。

平成28年度末の収入未済額の合計は1,593,000円、収入率は70.3パーセントであった。

(単位：円、%)

区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現 年 度 分	24	7,287,800	6,331,800	0	956,000	86.9
	25	7,120,800	6,274,800	0	846,000	88.1
	26	5,398,800	4,768,300	0	630,500	88.3
	27	4,658,800	4,444,800	0	214,000	95.4
	28	3,744,000	3,354,000	0	390,000	89.6
滞 納 繰 越 分	24	2,068,500	788,500	0	1,280,000	38.1
	25	2,161,000	739,500	0	1,421,500	34.2
	26	2,891,500	1,149,500	0	1,742,000	39.8
	27	2,250,500	637,500	0	1,613,000	28.3
	28	1,615,000	412,000	0	1,203,000	25.5
計	24	9,356,300	7,120,300	0	2,236,000	76.1
	25	9,281,800	7,014,300	0	2,267,500	75.6
	26	8,290,300	5,917,800	0	2,372,500	71.4
	27	6,909,300	5,082,300	0	1,827,000	73.6
	28	5,359,000	3,766,000	0	1,593,000	70.3

イ 所管課の意見

(5) と同じ

ウ 債権管理上の問題点等

(5) と同じ

(7) 母子家庭及び寡婦生活つなぎ資金貸付金

「母子家庭及び寡婦生活つなぎ資金貸付金」は、都城市母子家庭及び寡婦生活つなぎ資金貸付要綱に基づき、母等に対して、その生活の維持に必要な臨時的かつ緊急的経費に充てるための貸付金である。

ア 決算状況

平成24年度から平成28年度までの決算状況は、次表のとおりである。

平成28年度末の収入未済額の合計は130,000円、収入率は93.7パーセントであった。

(単位：円、%)

区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現 年 度 分	24	1,200,000	1,110,000	0	90,000	92.5
	25	1,560,000	1,515,000	0	45,000	97.1
	26	1,830,000	1,810,000	0	20,000	98.9
	27	1,650,000	1,650,000	0	0	100.0
	28	1,950,000	1,890,000	0	60,000	96.9
滞 納 繰 越 分	24	195,000	20,000	30,000	145,000	10.3
	25	235,000	90,000	0	145,000	38.3
	26	190,000	75,000	0	115,000	39.5
	27	135,000	30,000	0	105,000	22.2
	28	105,000	35,000	0	70,000	33.3
計	24	1,395,000	1,130,000	30,000	235,000	81.0
	25	1,795,000	1,605,000	0	190,000	89.4
	26	2,020,000	1,885,000	0	135,000	93.3
	27	1,785,000	1,680,000	0	105,000	94.1
	28	2,055,000	1,925,000	0	130,000	93.7

イ 所管課の意見

過年度分は貸付が発生した年度に適切な徴収を執行していないことが原因であり、滞納整理未了のまま、長期間放置された債権である（現況は県外転出者1名、生活困窮要支援者1名）。なお、現年度分は出納整理期間前までに折衝し、支給される各種手当を充当するなど、債権を繰り越さないよう管理体制を整備しなければならない（人的確保の必要性・徴収委託の検討）。

ウ 債権管理上の問題点等

- (ア) 平成28年度の滞納繰越しの件数は3件で、滞納額の総額は70,000円であった。この内訳は、①完済された債権（1万円）、②無資力状態の者の債権（3万円）、③行方不明者の債権（3万円）であった。
- (イ) 上記③の債権について、債務者への催告書が宛先不明として返戻されたことをもって、追跡調査をすることなく、直ちに、「行方不明者」として取り扱うことは、債権管理手続上、問題である。

(8) 一般被保険者第三者納付金

「一般被保険者第三者納付金」は、国民健康保険法第64条の規定に基づく納付金である。すなわち、国民健康保険の一般被保険者が交通事故等により、同保険による治療を受けた場合、本市が加害者（第三者）に対して、加害者の責任割合に応じた費用の支払を求めるものである。

ア 決算状況

平成24年度から平成28年度までの決算状況は、次表のとおりである。

平成28年度末の収入未済額の合計は19,073,967円、収入率は62.8パーセントであった。

(単位：円、%)

区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現 年 度 分	24	24,206,994	24,206,994	0	0	100.0
	25	27,856,289	27,856,289	0	0	100.0
	26	22,525,081	22,525,081	0	0	100.0
	27	19,504,801	19,504,801	0	0	100.0
	28	31,814,445	31,814,445	0	0	100.0

区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
滞納繰越分	24	21,229,967	526,000	0	20,703,967	2.5
	25	20,703,967	406,000	0	20,297,967	2.0
	26	20,297,967	411,000	0	19,886,967	2.0
	27	19,886,967	381,000	0	19,505,967	1.9
	28	19,505,967	432,000	0	19,073,967	2.2
計	24	45,436,961	24,732,994	0	20,703,967	54.4
	25	48,560,256	28,262,289	0	20,297,967	58.2
	26	42,823,048	22,936,081	0	19,886,967	53.6
	27	39,391,768	19,885,801	0	19,505,967	50.5
	28	51,320,412	32,246,445	0	19,073,967	62.8

イ 所管課の意見

第三者行為求償事務に関しては、第三者行為事案の発見から、第三者に対する求償事務に至るまで、人的コストをかけてやればやるほど成果が上がるが、やればやるほど業務量は限りなく増えていく業務ですが、国保連合会へのレセプト点検業務委託や第三者求償事務委託が開始されたことを契機に、市として事務量を非常に軽視し事部分担（0.2～0.3人分の事務量としてしかみなされてない）が行われているのが現状です。委託後も事案の発見などについて市の業務の中で積極的に行うことが必要であり、また、今後、国保連合会委託分について求償困難な案件が委託解除するなどして返ってくるなど、徐々に直営で求償していくかなければならない案件も増える見込みであり、それら案件について積極的な債権回収（法的手続含む。）をしていくことを考えると、明らかに現在の体制では不十分であると感じます。

ウ 債権管理上の問題点等

一般被保険者第三者納付金の第三者求償事務については、平成25年度以降、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法第83条）に委託することになった。

上記連合会に委託した平成25年度以降の債権について、同連合会が回収できなかつたものは、今後、本市が債権管理をしなければならない。この未回収債権は、時効期限が切迫し、かつ、債務者の任意弁済が期待できないので、訴訟手続を検討しなければならない。

（9）退職被保険者第三者納付金

「退職被保険者第三者納付金」は、国民健康保険法第64条の規定に基づく納付金である。これは、退職被保険者に関する債権である。

ア 決算状況

平成24年度から平成28年度までの決算状況は、次表のとおりである。

平成28年度末の収入未済額の合計は5,410,058円、収入率は9.6パーセントであった。

(単位：円、%)

区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年度分	24	2,616,197	2,616,197	0	0	100.0
	25	1,692,800	1,692,800	0	0	100.0
	26	294,919	294,919	0	0	100.0
	27	1,523,476	1,523,476	0	0	100.0
	28	572,923	572,923	0	0	100.0

滞 納 繰 越 分	24	5,927,940	253,378	0	5,674,562	4.3
	25	5,674,562	140,000	0	5,534,562	2.5
	26	5,534,562	114,504	0	5,420,058	2.1
	27	5,420,058	10,000	0	5,410,058	0.2
	28	5,410,058	0	0	5,410,058	0.0
計	24	8,544,137	2,869,575	0	5,674,562	33.6
	25	7,367,362	1,832,800	0	5,534,562	24.9
	26	5,829,481	409,423	0	5,420,058	7.0
	27	6,943,534	1,533,476	0	5,410,058	22.1
	28	5,982,981	572,923	0	5,410,058	9.6

イ 所管課の意見

(8) と同じ

ウ 債権管理上の問題点等

(8) と同じ

(10) 区画整理保留地処分金

「区画整理保留地処分金」は、土地区画整理法第 96 条の規定に基づく土地区画整理事業による区画整理保留地の処分金である。

ア 決算状況

平成 24 年度から平成 28 年度までの決算状況は、次表のとおりである。

平成 28 年度末の収入未済額の合計は 5,778,259 円、収入率は 13.3 パーセントであった。

(単位 : 円、%)

区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現 年 度 分	24	0	0	0	0	0.0
	25	0	0	0	0	0.0
	26	0	0	0	0	0.0
	27	0	0	0	0	0.0
	28	0	0	0	0	0.0
滞 納 繰 越 分	24	10,054,290	640,000	0	9,414,290	6.4
	25	9,414,290	519,000	0	8,895,290	5.5
	26	8,895,290	1,130,203	0	7,765,087	12.7
	27	7,865,087	1,197,361	0	6,667,726	15.2
	28	6,667,726	889,467	0	5,778,259	13.3
計	24	10,054,290	640,000	0	9,414,290	6.4
	25	9,414,290	519,000	0	8,895,290	5.5
	26	8,895,290	1,130,203	0	7,765,087	12.7
	27	7,865,087	1,197,361	0	6,667,726	15.2
	28	6,667,726	889,467	0	5,778,259	13.3

イ 所管課の意見

納税管理課と連携を図り、適正な債権管理を行う必要がある。

ウ 債権管理上の問題点等

(ア) 都原土地区画整理事業が昭和 60 年度に、祝吉・郡元土地区画整理事業が平成 15 年度にそれぞれ終了しており、本件土地区画整理保留地処分金については、滞納繰越分のみである。

なお、保留地の所有権の登記は、滞納者が全額納付しない間は本市の名義であり、全額納付後に、滞納者への所有権移転の登記を嘱託する。

(イ) 保留地の処分に当たっては、その購入者の自己所有の不動産に対して抵当権を設定し、その登記を嘱託することを検討する必要がある。

(11) 舗装補修工事違約金

「舗装補修工事違約金」は、舗装補修工事の指名競争入札において、落札者（入札保証金免除者）が契約を辞退したことにより、入札条件に違反したため、違約金（都城市財務規則第 118 条の規定に基づく入札保証金相当額）が発生したものである。なお、入札条件では、落札後契約を締結しなかった場合は、入札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴することになっている。

ア 決算状況

平成 24 年度から平成 28 年度までの決算状況は、次表のとおりである。

平成 28 年度末の収入未済額の合計は 117,315 円、収入率は 0.0 パーセントであった。

(単位：円、%)

区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現 年 度 分	24	117,315	0	0	117,315	0.0
	25	0	0	0	0	0.0
	26	492,500	492,500	0	0	100.0
	27	0	0	0	0	0.0
	28	0	0	0	0	0.0
滞 納 繰 越 分	24	0	0	0	0	0.0
	25	117,315	0	0	117,315	0.0
	26	117,315	0	0	117,315	0.0
	27	117,315	0	0	117,315	0.0
	28	117,315	0	0	117,315	0.0
計	24	117,315	0	0	117,315	0.0
	25	117,315	0	0	117,315	0.0
	26	609,815	492,500	0	117,315	80.8
	27	117,315	0	0	117,315	0.0
	28	117,315	0	0	117,315	0.0

イ 所管課の意見

債権者との協議において、そもそも債権者に支払う意思がないことから、納税管理課との協議により、「支払督促の申立て」を行う予定で調査・協議を行っている。債権者の資産状況等を踏まえ、今後法制担当とも協議し、「支払督促の申立て」を行うか協議を進めていきたい。

ウ 債権管理上の問題点等

- (ア) 平成 24 年度に発生した違約金 117,315 円は、過去 5 年間、全く回収できていない。
- (イ) 支払督促の申立ては、債務者が異議を申し立てる場合、訴訟手続に移行する（民事訴訟法第 395 条）ので、債務者が支払に応じないことが明らかである場合は、支払督促の申立てではなく、訴えの提起を検討すべきではないか。

(12) 水道料金

「水道料金」は、都城市水道事業給水条例第 21 条に基づく料金である。

ア 決算状況

平成 24 年度から平成 28 年度までの決算状況は、次表のとおりである。

平成 28 年度末の未収金(一般会計の「収入未済額」に相当)の合計は 217,535,111 円、収入率は 91.3 パーセントであった。

(単位：円、%)

区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	未収金	収入率
当年度分	24	2,263,062,654	2,048,510,494	0	214,552,160	90.5
	25	2,269,077,597	2,044,025,808	0	225,051,789	90.1
	26	2,246,465,716	2,029,878,528	0	216,587,188	90.4
	27	2,272,319,433	2,070,251,325	0	202,068,108	91.1
	28	2,262,287,976	2,071,903,037	0	190,384,939	91.6
過年度分	24	256,222,929	213,003,007	5,422,039	37,797,883	83.1
	25	252,766,571	209,445,418	3,523,731	39,797,422	82.9
	26	264,297,403	217,517,415	3,923,685	42,856,303	82.3
	27	258,729,983	219,398,508	3,943,678	35,387,797	84.8
	28	235,352,864	208,202,692	0	27,150,172	88.5
計	24	2,519,285,583	2,261,513,501	5,422,039	252,350,043	89.8
	25	2,521,844,168	2,253,471,226	3,523,731	264,849,211	89.4
	26	2,510,763,119	2,247,395,943	3,923,685	259,443,491	89.5
	27	2,531,049,416	2,289,649,833	3,943,678	237,455,905	90.5
	28	2,497,640,840	2,280,105,729	0	217,535,111	91.3

イ 所管課の意見

滞納者の中には住民基本台帳登録の無い者や法人格を持たない事業所等あり、無届転居等により居所不明となるケースが多数ある。

法的措置をとる際、強制執行に要する労力・費用を考慮すると、対象者の選定が難しい。

ウ 債権管理上の問題点等

- (ア) 水道料金等収納業務については、平成 27 年度から、株式会社都城市水道サービスセンターに委託している。
- (イ) 未収金について、平成 26 年度と同 28 年度を比較すると、約 4,200 万円減少している。これは、水道料金等収納業務の委託による成果（これに併せて、都城市水道事業給水条例第 35 条第 1 号に基づく給水停止の措置を励行した。）である。
- (ウ) 上下水道局総務課においては、過年度分（一般会計の「滯納繰越分」に相当）の債権管理について、債権条例に基づき、債務承認及び債務名義を取得するなど、適切に行われている。
- (エ) 水道料金の督促手数料について、都城市水道事業給水条例第 29 条第 2 項は「督促手数料は、100 円とする。」と規定している。しかし、この「督促手数料」は、水道料金が公債権でないため、自治法第 231 条の 3 第 2 項の規定に基づく「督促手数料」として、請求することができない。私債権の場合は、弁済費用（民法第 485 条）として、実費（郵便料等）を請求することができる。したがって、この「督促手数料」の徴収について、都城市水道事業給水条例の上で、民法の規定に基づく弁済費用として、郵便料等の実費を請求することができる旨を明らかにすべきである。

(13) 児童クラブ利用料金

「児童クラブ利用料金」は、都城市放課後児童健全育成事業実施規則第17条の規定に基づき、児童クラブに入会している児童の保護者から徴収する料金である。

ア 決算状況

平成24年度から平成28年度までの決算状況は、次表のとおりである。

平成28年度末の収入未済額の合計は254,590円、収入率は98.0パーセントであった。

(単位：円、%)

区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年度分	24	13,730,440	13,730,440	0	0	100.0
	25	13,490,460	13,470,460	0	20,000	99.9
	26	14,340,660	14,328,660	0	12,000	99.9
	27	13,406,710	13,406,710	0	0	100.0
	28	12,344,030	12,221,890	0	122,140	99.0
滞納繰越分	24	132,450	0	0	132,450	0.0
	25	132,450	0	0	132,450	0.0
	26	152,450	20,000	0	132,450	13.1
	27	144,450	12,000	0	132,450	8.3
	28	132,450	0	0	132,450	0.0
計	24	13,862,890	13,730,440	0	132,450	99.0
	25	13,622,910	13,470,460	0	152,450	98.9
	26	14,493,110	14,348,660	0	144,450	99.0
	27	13,551,160	13,418,710	0	132,450	99.0
	28	12,476,480	12,221,890	0	254,590	98.0

イ 所管課の意見

なし

ウ 債権管理上の問題点等

滞納繰越分の債権額132,450円は、いずれも本市が直営で運営管理していた平成19年度及び同20年度分(合計28件)の児童クラブの利用料金である。この債権については、全く回収できていない。債権条例に基づき、適切な債権管理をする必要がある。

3 債権管理の現状

平成29年4月1日から同年9月30日までの間の対象私債権について、本件調査票に基づいて、債権管理の取扱状況を照会した結果は、別紙2「私債権管理調査票集計表」(以下「本件集計表」という。)のとおりである。

第5 監査委員の意見

1 監査項目の着眼点及び問題点等について

監査項目の着眼点及び問題点等について、本件調査票及びヒアリングを踏まえた結果は、以下のとおりである。

(1) 債権管理の事務処理体制

ア 債権管理に関する事務処理は、職務権限又は事務分掌どおり行われているか。

対象私債権を全体的に見ると、現年度分については収入率が高いのに対して、

滞納繰越分については収入率が伸びていない（第4の2参照）。

担当者は、前任者からの引継ぎに基づいて私債権の管理事務を遂行し、単に督促を形式的に繰り返すのみで、債権管理簿（債権条例第4条、債権規則第3条第1項各号）の「債権の徴収に係る履歴」（債権規則第3条第1項第7号）について、いつ、誰に対して、どのような行為をしたのか、債務者の対応はどうだったか等について、法令、条例、規則等に基づいた債権管理の事務が行われていない事例が大半であった。

次に、私債権管理に係る具体的な職務権限の定めについて見てみると、これが明らかでない課が散見された（第4の1参照）。私債権を適正に管理するためには、市長部局は都城市行政組織規則において、また、教育委員会は都城市教育委員会の組織及び事務分掌等に関する規則において、それぞれ債権管理事務に関する職務権限、事務分掌及び事務分担について明確にすべきである。

債権規則第4条第1項は、「債権の所管課長は、その所管に属する債権を計画的に徴収するため、毎年度徴収計画を策定するものとする。」と規定している。滞納繰越分に係る債権の回収事務は、歳入の確保及び公平な負担の確保という観点から極めて重要である。所管課では、滞納繰越分の債権の徴収について、目標を設定すべきでないか。

そして、債権規則第2条第2項は、「債権の所管課長」について、「当該債権が発生した事務及び事業を所管する課長をいう。」と定義しており、債権の管理に関する事務を所管するかについては必ずしも明らかではない。もっとも、債権規則は、納税管理課長に対し債権の管理に関する事務の調整権限を与え（第2条第1項）、また、債権の所管課長に対し毎年度徴収計画の策を課していることからすると、債権発生事務の所管課長が債権の管理を行うように解される。このことについて、債権規則において明確にすべきではないか。

イ 債権管理事務担当者の配置及び事務量は、適切か。

担当者の配置人員は、1人体制が7件（約54パーセント）と最も多く、2人体制が4件、3人体制が1件、4人体制が1件であった（本件集計表①参照）。

所管課では、現年度分の債権回収事務の対応に追われ、滞納繰越分の債権回収事務に苦慮しているとの意見も見受けられた。所管課においては、債権回収に関する事務が本来業務であることを認識し、その事務量を踏まえ、課内の人員配置を検討すべきではないか。

ウ 債権管理に当たって、担当者として自治法等の習得すべき必要事項はないか。

私債権の管理に関する事務は、専門性が求められ、自治法、民法、債権に関する個別事項の知識を習得したいという意見が多数あった（【表6 本件調査票II⑧集計】参照）。

強制徴収公債権については、直ちに、滞納処分の手続をとることができるのにに対して、非強制徴収公債権及び私債権については、訴訟手続を経て債務名義を取得しなければ強制執行をすることができない。したがって、私債権については、

訴訟手続を経て債務名義を取得する必要があることから、債権の管理とは別に、訴訟手続に関する知識の習得が望まれる。

【表6 本件調査票Ⅱ⑧集計】

債権管理に当たって、担当職員として習得すべき事項	回答数	
地方自治法の知識	12	
民法の知識	13	
債権に関する個別事項の知識	13	
債務者に対する説明能力	9	
債務者に置かれている現状の把握	9	
その他	経験・ノウハウ	2
	法的措置の知識	1
	会計法	1

エ 関係課との調整・連携が適切に行われているか。

債権管理については、納税管理課と協議するという意見が多かった（第4の2参照）。

所管課においては、私債権管理の具体的かつ効果的な事務処理体制を構築した上で、必要に応じて、納税管理課の指導の下で、関係各課との債務者等に関する情報の共有化を図り（債権条例第5条）、適切な債権の管理事務を遂行する必要がある。

なお、訴訟手続を行うに当たって、市長は、裁判所に対して、指定代理人選任書（自治法第153条）を提出しなければならない。一方、所管課は、納税管理課との調整・連携をとる必要がある。納税管理課及び所管課の担当者を指定代理人に選任し、これらの指定代理人が、共同して訴訟を行う方法が考えられる。

オ 民間等に委託することにより、事務の能率化・効率化が見込めるものはないか。

水道料金については、株式会社都城市水道サービスセンターに対して、水道料金の徴収業務を委託しており、大きな成果が得られている（第4の2の（12）のウの（イ）参照）。

市営住宅の家賃等の徴収業務については、民間に委託することを検討すべきである。その一方法として、市営住宅の管理運営業務について指定管理者制度を導入し、指定管理者に、指定管理業務として家賃等を収納させることも考えられる。

（2）債権の管理状況

ア 債権管理簿を作成しているか。

債権条例第4条は、債権管理簿を整備する旨を定めており、全ての対象私債権について債権管理簿と称する文書を作成していた（本件集計表②参照）が、その様式は様々であった。

債権規則第3条は、債権管理簿について、その記載事項を定めているものの、様式は定めていない。なお、納税管理課は、「債権管理様式」において、「債権

管理簿の標準様式」を定めている。

本市として、組織的かつ統一的な債権管理を図るために、債権規則において、債権管理簿の様式を定めるべきである。

イ 滞納者に対して督促を行っているか。

自治法 231 条の 3 第 1 項、自治令第 171 条、債権条例第 6 条及び債権規則第 6 条において、督促をすべき旨及びその手続が規定されている。

現年度分として発生した対象私債権（7 件）については、いずれも督促状を発送していた（本件集計表③参照）。しかし、債権条例施行前における滞納繰越分の対象私債権については、債権の管理に関する記録すらなく、督促の有無及びその時期等が明らかでないものが散見された。

ウ 遅延損害金を適正に請求しているか。

(ア) 遅延損害金について、水道料金は、訴訟手続をとった場合、5 パーセントの遅延損害金を徴収していたが、これ以外の対象私債権は徴収していなかった。

なお、平成 28 年度決算において、強制徴収公債権の延滞金 25,622,768 円が計上されている。

(イ) 自治法第 231 条の 3 第 2 項は、「条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。」と規定している。これを受けて、債権条例第 7 条は、公債権の延滞金について、「債務者が督促状で指定された日までに納付しないときは、延滞金を徴収する。」と規定しているが、私債権については何ら明らかにしていない。

一方、自治令第 171 条の 6 第 2 項は、履行期限を延長する特約をする場合は、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金を徴収すべき旨を規定している。

私債権の損害賠償金については、民法の規定に基づくことになり（民法第 415 条）、その額は、条例に規定のない場合、法定利率（民法第 404 条、第 419 条第 1 項の規定に基づき年 5 パーセント）による。

(ウ) これらのことから私債権においても、遅延損害金の徴収について、公債権の延滞金と同様に、債権条例において規定すべきである（現行のままでは、遅延損害金を徴収することができないと誤解されるおそれがある。）。

エ 連帯保証人を求めているか。

(ア) 保証契約（連帯保証人を 1 人又は 2 人）を締結していた対象私債権は、7 件であった（本件集計表⑤参照）。連帯保証人の必要性の有無については、個々の債権ごとに検討すべきである。

(イ) 連帯保証人が死亡した場合は、その相続人に対して請求する必要がある（民法第 896 条本文）。また、連帯保証人が行方不明又は無資力状態である場合は、新たな連帯保証人を求めるなどの措置を検討すべきである。

オ 滞納者の財産調査を行っているか。

(ア) 財産調査を行っていた対象私債権は、5 件であった（本件集計表⑨参照）。

(イ) 所管課は、任意納付による完納が期待できない場合に備え、滞納処分や強制

執行等の措置をとるための準備行為として、滞納者（債務者）の財産調査を行う必要がある。また、延滞金の減免、徴収停止、債権の放棄等の可否を判断する場合においても、滞納者の生活状況等とともに、その財産状況を把握する必要がある。

私債権は、強制徴収公債権のような調査権はないが、所管課は、債権条例第5条に基づき、庁内の債務者に関する財産状況を共有することができる。

力 時効中断の措置をとっているか。

(ア) 「時効」は、請求、差押え、仮差押え又は仮処分及び承認によって中断する（民法第147条）。そして、「催告」は、6ヶ月以内に裁判上の請求、支払督促の申立て、差押え、仮差押え、仮処分などを行った場合にのみ、催告の時点に遡って時効中断の効力が発生する（民法第153条）。一方、自治法第236条第4項は、「督促」について、民法第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する旨を規定している。しかし、この「督促」は、最初のものに限り時効中断の効力を有すると解されている（昭和44年2月6日自治行第12号東京都経済局長宛行政課長回答）。

すなわち、「催告」は、債務者がその納付の期限を過ぎても、なお、その債務を履行しない場合に、その納付を請求する行為をいい、これは、6ヶ月以内に裁判上の請求等をしなければ時効中断の効力が発生しないのに対して、「督促」（納期限を指定することが必要である。）は、最初のものに限り、裁判上の請求等をしなくとも時効中断の効力が生じる。

したがって、「督促」と「催告」の法律上の違いを認識する必要がある。なお、債権マニュアルでは、「5催告・折衝」の「（1）催告」の「意義」において「催告とは、債務者に債務の履行を求める裁判外の請求をいう。督促と異なり、催告のみでは時効中断の効力は生じないが、文書による催告後6ヶ月以内に裁判上の請求、支払督促の申立て、差押え、仮差押え、仮処分などを行った場合は、催告の時点で時効が中断される。」と記述している。そして、「留意点」として「督促指定期日までに納付がない場合は、債務者に履行を促すため、速やかに文書、電話、訪問等による催告に着手する。いずれの方法によるかは、債務者に対して意思が明確に伝わる方法を選択して行う。なお、あまり繰り返すと効果が遞減するので、注意すること。」と記述している。

督促及び催告は、対象私債権の全てについて行われていた（本件集計表⑦参照）。しかし、催告後6ヶ月以内に支払督促の申立てなどを行っていた対象私債権は、水道料金のみであった（本件集計表⑫参照）。

(イ) 「債務承認」は、時効が完成すると義務を免れる債務者が、債権者に対して、債務を負っていることを承認する行為をいい、この行為によって時効が中断する（民法第147条第3号）。

また、「分割納付」は、履行期限を延長する特約（自治令第171条の6第1項柱書き）をいう。「履行期限を延長する特約」とは、金銭債権について法令・

条例又は契約により定められている履行期限を延長することを内容とする特約のことである。債権者は、分割納付（履行期限の延長）を認めると、分割弁済によるそれぞれの履行期限が到来するまでは、債務の履行（金銭の支払）を請求することができず（期限の利益を与える。）、債務者にとって有利となる。このため、自治令第171条の6第1項は、①債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき（第1号）、②債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき（第2号）等の場合についてのみ認めている。ここに、上記①は、債務者の生活を圧迫することが社会通念上過酷であり、かつ、債権を取り立てる上においても、既定の期限によることがかえって取立ての効率を阻害すると認められる場合において認められるもので、主として個人債務者を対象とするもので、法人債務者は含まれないと解される。これに対して上記②は、主として法人債務者又は収益事業を営む個人債務者を対象とする規定であると解される。

このように分割納付は、法令上は安易に認められないにもかかわらず、所管課は、自治令第171条の6第1項に規定する要件を審査することなく、分割納付を認めている実状が見受けられる。債権条例、債権規則及び債権マニュアルにおいては、分割納付に関する具体的な取扱いが明らかにされていない。

なお、国の債権においては、歳入徴収官は、延期の特約等により履行期限を延長する場合は、原則として、債務名義を取得するために必要な措置をとらなければならず（国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第26条第2項）、履行延期の特約に代わり起訴前の和解（即決和解）の申立てが行われている（同法第28条）。

(ウ) 地方公共団体の長は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約をした債権について、当初の履行期限から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済ができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができ（自治令第171条の7第1項）、この免除については、議会の議決を要しない（同条第3項）とされている。

したがって、所管課は、履行延期の特約後の債権管理に当たって、その後の債務者の資力等の事情を十分に勘案する必要がある。

(エ) 債務承認に併せて、納付計画を文書で徴して対象私債権は、6件であった（本件集計表⑧参照）。

実務上、担当者が、債務者から分割で納付するという旨の「債務承認書兼納付誓約書」等と題する文書を差し入れさせ、債務者に対して、事実上、その内容に従って支払を猶予する取扱いが行われている。この取扱いは、「債務者から書面を差し入れるだけのものですので、履行延期の特約等には該当しません。自治体が、分割納付誓約書を受け入れたとしても、それは期限の利益を付与す

るものではない」と説明されている（「7 実務上行われている分割納付誓約書について」Q&A自治体の私債権管理・回収マニュアル414ページ）。

しかし、この便宜的な取扱いは、法令に定められた債権管理手続に反すること、債権担当者の恣意による取扱いになるおそれがあること、履行延期の特約の10年後に認められる免除（自治令第171条の7第1項）の手續を受けることができない等の問題がある。

一方、社会福祉的性格を有する債権、少額の債権で、しかも債務者の資力がないが、弁済の誠意が認められるような場合、法令で定める厳格な債権管理を行うことは、あたかも「病人の布団を剥ぐような行為」との批判を受けることになる。したがって、個別具体的な債権の管理に当たっては、債権の内容、時効期間の長短、債務者の資力又は業務の状況、弁済の誠意その他債務者の動向等を勘案して、検討する必要があり、その方法の一つとして、事実上「債務承認書兼納付誓約書」等を徵する取扱いも認められよう。

このような法令にない取扱いを事実上認めるのであれば、その運用基準、取扱手続等を明確にし、適正、公平な行政の執行を図る必要がある。

キ 訴訟手続の措置を講じているか。

(ア) 地方公共団体の長は、債権（強制徴収公債権を除く。）について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、①担保の付されている債権については、担保権の実行の手続をとり、また、保証人の保証がある債権については、保証人に対して履行を請求すること、②債務名義のある債権については、強制執行の手続をとることのほか、これらに該当しない債権については、訴訟手続により履行を請求することとされている（自治令第171条の2）。

なお、「訴訟手続」には、訴訟提起のほか、支払督促及び即決和解がある。

(イ) 支払督促は、金銭等の給付に係る請求について、債権者の申立て（手数料は訴訟の半額。民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）別表第1の10項）により、その主張から請求に理由があると認められる場合に、支払督促を発する手続であり、債務者が支払督促を受け取ってから2週間以内に異議の申立てをしなければ、裁判所は、債権者の申立てにより、支払督促に仮執行宣言を付し、債権者はこれに基づいて強制執行の申立てをすることができる（民事訴訟法第382条以下）。支払督促は、書類審査のみで、訴訟の場合のように審理のために裁判所に出廷する必要がない。債務者が支払督促に対し異議を申し立てるとき、請求額に応じ民事訴訟の手続に移行する（民事訴訟法第395条）。

(ウ) 即決和解（訴え提起前の和解。民事訴訟法第275条）は、裁判上の和解の一種で、民事上の争いのある当事者が、判決を求める訴訟を提起する前に、簡易裁判所に和解の申立て（申立て手数料は1件2,000円。民事訴訟費用等に関する法律別表第1の9項）をし、紛争を解決する手続である。当事者間に合意があり、かつ、裁判所がその合意を相当と認めた場合に和解が成立し、合意内容が和解調書に記載されることにより、確定判決と同一の効力を有する（民事訴訟

法第 267 条）。

債務者との間に分割弁済の方法や金額等について合意が成立している場合は、即決和解の申立てを行い、執行力のある債務名義（和解調書）を取得しておくと、時効期間は和解成立後 10 年（民法第 174 条の 2 第 1 項後段）となって、その後の債権の保全及び取立手続が円滑になるとともに、当事者間の紛争を防止することが期待でき、しかもその申立て手数料は低廉であるから、今後積極的に活用すべきである。

(エ) 本市において、行政組織規則別表 3 は、納税管理課長の所掌事務について、①債権管理事務の統括に関すること（第 21 号）、②都城市債権管理審査会に関すること（第 22 号）、③市の債権に係る「強制執行等」の措置（保証人に対して履行を求める措置を除く。）に関すること（第 23 号）及び④市の債権に係る債権の申出等の措置（担保の提供を求める措置を除く。）に関すること（第 24 号）などを規定している。そうすると、訴訟手続により履行を強制する手続は、納税管理課の所管のように解される。

一方、債権規則は、納税管理課長は、債権管理に関する事務の処理について必要な「調整」を行うこと（第 2 条第 1 項）を、また、債権の所管課長に対して債権管理の状況に関する資料の提出又は報告及び必要な措置を講ずることを求めることができること（同条第 2 項）を、そして、債権の所管課長はその所管に属する債権について「強制執行等」を行う必要があると認めるときはその旨を納税管理課長に申し出ること（第 20 条第 1 項）を、また、納税管理課長は「強制執行等」を行う必要があると認めるときはあらかじめ関係する債権の所管課長と協議すること（同条第 2 項）を、それぞれ規定している。そうすると、債権規則は、納税管理課長が債権管理に関する事務の処理について必要な「調整」を行うこと、所管課長が納税管理課長に対して「強制執行等」の申出をすることを規定しているのみで、裁判所に対して誰が「強制執行等」の申出をするかが明らかでない。

ところで、強制執行は、民事執行法に基づき、判決を得た（又は裁判上の和解が成立した）にもかかわらず、債務者が金銭を支払わない場合に、債権者の申立てに基づき、裁判所が債務者の財産を差し押さえて金銭に換価し、これを債権者に分配する手続である。そして、強制執行は、判決等の債務名義に基づいて行うから、この債務名義を取得するためには、民事訴訟法に基づき訴訟を提起し、勝訴判決を得る必要がある。したがって、債務名義に基づく強制執行の手續と債務名義を取得するための手續とは、別個の手續である。

このため、自治令第 171 条の 2 は、債権（強制徴収公債権を除く。）について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、債務名義のある債権については強制執行の手續をとることを規定した（第 2 号）上、債務名義のない債権については訴訟手続により履行を請求することを規定している（第 3 号）。

自治令第 171 条の 2 は、その「見出し」において「強制執行等」と表示しているが、本文において「強制執行等」という用語を定義しているわけではない。

そうすると、前述のとおり、行政組織規則別表 3 及び債権規則第 20 条第 2 項において、「強制執行等」という用語を用いているが、これが強制執行の手続のほか「等」がどのような手続をいうのかが明らかでない。このことから、督促してもなお履行されない債権について、強制執行申立手続の前提となる訴訟手続をどこのが所管するのか明らかでない。

(オ) 債権条例及び債権規則においては、訴訟手続の具体的な方法については何ら規定されていない。そして、債権マニュアルでは、「7 滞納処分／強制執行等《義務規定》」において「地方公共団体の債権について督促をした後相当な期間を経過してもなお納付がなされない場合は、強制徴収公債権については滞納処分により、非強制徴収公債権及び私債権については裁判手続により債権回収を行わなければなりません」と記述しているものの、具体的な訴訟手続について、どのように行うのか、裁判所への申立ては、どのような様式で行うのか等が明らかでない。この債権マニュアルの内容では、債権管理の担当者が、訴訟手続をとることについて、消極的になるのもやむを得ない。

(カ) 対象私債権のうち訴訟手続をとったのは、水道料金のみであった（本件集計表⑫及び⑬）。その内容は、支払督促の申立てが 3 件である。そのうち 2 件は、債務者の異議申立てにより、民事訴訟に移行した。

2 総括意見

(1) 自治法第 240 条は、地方公共団体の長は、債権の督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならないこと（第 2 項）を、また、一定の要件を満たす場合に、債権の徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる（第 3 項）ことを、それぞれ規定している。

(2) これを受け、自治令は、地方公共団体の長は、私債権について、履行期限までに履行しない者があるときは督促すべきこと（第 171 条）を、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは訴訟手続により履行を請求すること（第 171 条の 2）を、そして、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき等の場合はその履行期限を延長する特約及び債権の金額を適宜分割して履行期限を定める特約をすることができる（第 171 条の 6）を、それぞれ規定している。

なお、債権規則第 12 条第 1 項本文は、履行期限延長の特約は、履行期限を 5 年以内とする旨を定めている。

(3) 一方、自治令は、地方公共団体の長は、私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、一定の要件の下、徴収停止することを明らかにしている（第 171 条の 5）。

なお、債権条例第 8 条は、本市独自の徴収停止の要件として、自治令で定める

要件のほか、強制執行をすることができる財産がないとき（第1号）及び強制執行することにより債務者の生活を著しく窮屈させるおそれがあるとき（第2号）を規定している。

(4) そして、自治令第171条の7第1項は、地方公共団体の長は、履行延期の特約等をした債権について、当初の履行期限から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができることを規定している。これは、債務者が無資力であるという理由で、直ちに、免除することなく、履行延期10年以上の経過を待って、その時における債務者の資力の状況を勘案し、将来その債務者から弁済を受ける可能性がないと判断したときに初めて債権（元本と遅延損害金及び延納利息を含めた債権全額）を免除することを認めるものである。

なお、地方公共団体の長は、条例で定めがある場合は、債権を放棄することができる（自治法第96条第1項第10号）。これを受けて、債権条例は、自治令に規定する「免除」の要件のほか、市長が債権を放棄することができる旨及びその要件を規定（第9条第1項）し、市長は債権の放棄をした場合はこれを議会に報告すべき旨を規定（同条第2項）するとともに、債権規則は、債権の放棄を審査するため、都城市債権管理審査会を設置する旨を規定している（第18条）。

(5) 平成27年度の決算審査において、市営住宅家賃、奨学資金貸付金、水道料金等の私債権については、滞納が発生した場合、市税等の滞納処分が可能な強制徴収公債権とは異なり、強制徴収をすることができないため、法令で定められた手続を履行することなく、不納欠損となっている事例が散見された。このため、非強制徴収公債権に関する徴収停止、履行期限の延期、債務免除等について、公平、明確かつ画一的な取扱基準を明らかにすべきである旨の監査委員の意見を述べた。

これを受けて、市長は、平成28年12月に、「都城市債権管理条例案」を議会に提出し、議会の議決を経て債権条例を公布するとともに、債権規則及び債権マニュアルを制定したこと（いずれも平成29年4月1日施行）は評価することができる。

しかし、債権条例及び債権規則の内容は、私債権の管理に関する取扱手続及びその所管が必ずしも明確とはいえない。また、債権マニュアルの内容は、訴訟手続が明らかにされていない。

(6) 履行期限が延長されると、債務者は、期限の利益を得たことになる（当初の支払期限を超えた期間について遅延損害金が発生しないとともに、債務者は、資金の運用利益を得ることになる。）。国の債権管理については、国の債権の管理等に関する法律第26条第1項本文において、歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、原則として、担保を提供させ、かつ、利息を附する旨規定されているが、自治令にはこのような明文の規定はない。

一般的に納期限までに支払がない場合については、市の予算管理上は、歳入されないこととなり、歳出予算の執行に影響を与えることとなる。このことから履行延期の特約をした場合には、延納利息を徴収することを検討すべきではないか。

- (7) 最後に、非強制徴収公債権についても滞納処分することができない債権であることから、訴訟手続を経て債務名義を取得し、強制執行の手続によらなければならぬことは、今回の行政監査において対象にした私債権と同様である。

別紙1

私債権管理調査票

I 基本情報について

No. 1

1 私債権（以下「債権」という。）の現況について、以下の表の記述欄に記入してください。

内 容	記 述 欄		
①債権の名称			
②所管課と担当者名			
③連絡先（電話・内線番号）			
④債権の根拠法令（条例・規則等）			
⑤平成29年9月末現在における債権の調定件数及び金額（現年度分・滞納縲越分）	現年度分	件	円
	滞納縲越分	件	円
⑥平成29年9月末現在において、1年以上滞納となっている債権の件数及び金額	件		円

※件数は、人単位とし、1人が1か月のみ滞納した場合でも、複数月滞納した場合でも1件としてください。

II 債権の管理について

1 債権の管理について、以下の表の記述欄に○又は必要事項を記入をしてください。

内 容	記 述 欄		
①債権管理の担当者数	人		
②債権管理マニュアルの作成状況	債権管理マニュアル【課独自のもの】		
③債権管理簿の作成状況	紙データ		電子データ
④債権管理を委託している場合、委託先及び委託業務の内容	委託先		
	委託業務の内容		
⑤督促状の発送と手数料の徴収状況	督促手数料	円／1通	
	根拠法令等		
⑥保証人（連帯保証人）の設定状況	保証人	人	
	連帯保証人	人	
⑦延滞金（遅延損害金）の徴収状況	延滞金の率	%	
	遅延損害金の率	%	
	根拠法令等		
⑧債権管理に当たって、担当職員として習得すべき事項（複数可）	地方自治法の知識	民法の知識	
	債権に関する個別事項の知識	債務者に対する説明能力	
	債務者の置かれている現状の把握	その他（ ）	

私債権管理調査票

III 債権の回収及び消滅について

No. 2

1 債権の回収及び消滅について、以下の表の記述欄に○又は必要事項を記入してください。

内 容	記 述 欄					
該当する項目について、督促納期限後の期間、頻度を記入してください。 (記入例) 催告の時期：督促納期限から10日後、隨時 催告の頻度：毎月、年4回、隨時						
①催告の状況（複数○可）						
文 書						
電 話						
訪 問						
面 談						
法的措置		2の欄に詳細を記入してください。				
その他 ()						
②債権の支払方法（複数○可）						
所管課（市の機関含む）での支払						
金融機関						
その他（ ）						
③滞納が発生している理由（複数○可）						
債務者の支払能力が不足している（払えない）						
債務者が支払義務がないと考えている（払わない）						
その他（ ）						
④債務承認書及び分割納付誓約書の取得状況						
債務承認書の取得件数						
分割納付誓約書の取得件数						
⑤保証人（連帯保証人）への催告及び保証人からの納付状況						
保証人（連帯保証人）への催告						
納付有						
納付無						
⑥債権の時効期間						
5年（自治法236条）						
2年（民法173条）						
5年（民法169条）						
わからぬ						
⑦債務者から時効の援用があった場合に、消滅する債権の件数及び金額						
時効の援用						
件						
円						

2 1-①の法的措置の内容について、以下の表の記述欄に○又は必要事項を記入してください。

法的措置	説 明	項 目	H29. 4. 1から9. 30まで		H29. 10. 1からH30. 3. 31まで (予定)	
強制執行など (自治令171条の2)	督促等の結果、債務者から何らの連絡もない場合に、①担保権の実行 ②強制執行、③訴訟手続による履行の請求の措置をとること。	担保権の実行	件	円	件	円
			件	円		
		通常訴訟	件	円	件	円
			件	円		
		少額訴訟	件	円	件	円
			件	円		
		支払督促の申立	件	円	件	円
			件	円		
		明け渡し請求訴訟 【建築課のみ】	件	円	件	円
			件	円		
		給水停止 【上下水道局のみ】	件	円	件	円
			件	円		

私債権管理調査票

No. 3

法的措置	説明	H29. 4. 1から9. 30まで		H29. 10. 1からH30. 3. 31まで (予定)	
		件	円	件	円
履行の繰上げ (自治令171条の3)	一定の事由が生じた場合に、債権の返済の履行期限を繰り上げること。	件 円		件 円	
徴収の停止 (自治令171条の5)	債務者の法人が倒産したり、債務者が行方不明になるなどの事態が生じた場合に、債権の徴収を停止すること。				
履行延期の特約 (自治令171条の6)	滞納金を分納する場合等で、かつ、債務者が無資力の場合において履行期限を延長すること。	件 円		件 円	
債務の免除 (自治令171条の7)	徴収不能若しくは徴収困難である債権を放棄し、債権管理の対象から除外すること。				
債権の放棄 (自治法96条)	債権者の債務者に対する、債権を消滅させること。	件 円		件 円	
その他 ()					

※件数は、人単位とし、1人が1か月のみ滞納した場合でも、複数月滞納した場合でも1件としてください。

3 財産調査について、以下の表の記述欄に○又は必要事項を記入してください。

内 容	記述 欄	
①財産調査（不動産、動産）の状況		財産調査を行っている（内容： ）
②財産調査（住民税等の課税状況、金融機関における取引状況、生命保険の加入状況及び市の保有する情報）に係る同意書の取得状況		債務者から同意書を取得している（内容： ）
③市の他課が保有する情報の活用状況		既に活用している（内容： ）
		今後、活用を予定している（内容： ）
		活用の予定はない

4 平成24年から平成28年度までの決算状況を記入してください。【別紙】

5 担当者として、債権管理上の問題点やその他の意見がありましたら記入してください。

4 平成24年から平成28年度までの決算状況を記入してください。

【別紙】

(単位：件、円、%)

区分	年度	調定		収入		不納欠損額		収入未済額		収入率	
		件数	金額A	件数	金額B	件数	金額C	件数	金額D(A-B-C)	件数	金額B/A
現年度分	24										
	25										
	26										
	27										
滞納繰越分	28										
	24										
	25										
	26										
計	27										
	28										
	24										
	25										
	26										
	27										
	28										

私債権管理調査票集計表

No	対象私債権	①担当者 (人)数	②債権管理簿	③督促状 の発送	④督促手 数料	⑤連帯保 証人	⑥遅延損害 金率	⑦催告・交 渉	⑧債務承認	⑨財産調査	⑩保証人へ の催告	⑪時効期間	⑫支払督促 申立	⑬通常訴訟
1	市営住宅賃	1人	有	有	無	2人	無	隨時	2件	無	有	5年	0件	0件
2	市営住宅退去者修繕費 負担金	1人	有	有	無	2人	無	隨時	1件	無	無	10年	0件	0件
3	高齢者住宅整備資金貸 付金	1人	有	—	無	2人	無	隨時	1件	無	無	10年	0件	0件
4	乳牛犠牛導入資金貸付 金	1人	有	—	無	2人	無	隨時	3件	有	無	10年	0件	0件
5	奨学資金貸付金(一般会 計)	2人	有	有	無	2人	無	隨時	0件	有	有	10年	0件	0件
6	奨学資金貸付金(基金)	2人	有	有	無	2人	無	隨時	0件	有	有	10年	0件	0件
7	母子家庭及び寡婦生活 つなぎ資金貸付金	3人	有	有	無	1人	無	隨時	0件	無	無	10年	0件	0件
8	一般被保険者第三者納 付金	1人	有	—	無	無	無	隨時	0件	無	無	3年	0件	0件
9	退職被保険者第三者納 付金	1人	有	—	無	無	無	隨時	0件	無	無	3年	0件	0件
10	区画整理保留地処分金	2人	有	—	無	無	無	隨時	3件	無	無	10年	0件	0件
11	舗装補修工事違約金	1人	有	—	無	無	無	隨時	0件	有	無	10年	0件	0件
12	水道料金	4人	有	有	100円	無	5%	隨時	330件	有	無	2年	3件	2件
13	児童クラブ利用料金	2人	有	有	無	無	無	隨時	0件	無	無	2年	0件	0件